

岡山県
新型コロナウイルス感染症
緊急事態措置

2021. 8. 25

まん延防止等重点措置からの主な変更点

■措置区域・要請期間

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
○措置区域：岡山市、倉敷市 ○要請期間：8月20日(金)～9月12日(日) ※～8月26日(木)に変更	○措置区域：岡山県全域 ○要請期間：8月27日(金)～9月12日(日)

■飲食店等への要請等

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
〔措置区域（岡山市、倉敷市）〕 ○酒類の提供を行わないこと ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 (法第31条の6第1項)	〔岡山県全域〕 ○酒類を提供する飲食店は休業 ○カラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックスを含む）等は休業 (法第45条第2項)
〔措置区域（岡山市、倉敷市）以外〕 ○酒類の提供は、11時から19時まで ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 (法第24条第9項)	

■施設等への要請等【集客施設等】及び【イベント関連施設等】

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
〔措置区域（岡山市、倉敷市）以外〕 （床面積にかかわらず） ○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法に基づかない働きかけ） ＜大規模集客施設協力金対象外＞	〔岡山県全域〕 （床面積1,000㎡超） ○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法第24条第9項） ＜大規模集客施設協力金対象＞ （床面積1,000㎡以下） ○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法に基づかない働きかけ） ＜大規模集客施設協力金対象外＞

■県内でのイベントの開催について

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
○人数上限：5,000人 ○収容率：大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 （法第24条第9項）	○人数上限：5,000人以下かつ収容率50%以内 （法第24条第9項）

岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 措置区域 岡山県全域
- ② 要請期間 8月27日（金）～9月12日（日）

県民の皆様へ

〔特措法第45条第1項に基づくもの〕

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- 混雑した場所等への外出を半減すること
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、屋外での大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は自粛すること

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」を遵守すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください



© 岡山県「ももっち」

岡山県 緊急事態措置期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★引き続き **3** 密回避を

★感染拡大地域との往来は避け、その他の県との往来も慎重に検討、
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

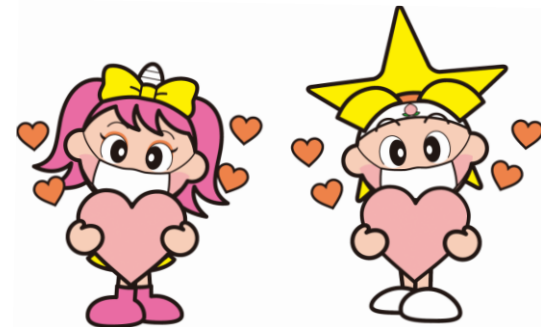
みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※ 1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※ 2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク会食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

●飲食店等への要請等

措置区域（岡山県全域）

<協力金対象>

	対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていない店舗のいずれも含む） 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場
実施内容	要請内容	<u>〔特措法第45条第2項に基づくもの〕</u> 命令、過料の規定あり ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックスを含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く） ○営業時間の短縮（酒類及びはカラオケ設備の提供をしない場合） 通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <u>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</u> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <u>〔法に基づかない働きかけ〕</u> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.11※参照）の認証取得に努めること ○結婚式場については、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催すること ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類（利用者による持ち込みを含む）及びカラオケ設備の提供は停止を働きかけ

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

●施設等への要請等

措置区域（岡山県全域）

<1,000㎡超の施設は協力金対象>

①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	【特措法第45条第2項に基づくもの】 ○商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	【法に基づかない働きかけ】 ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	○商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	○百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ○カラオケ設備の利用自粛 ○「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施（P.7別紙のとおり）	○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ○カラオケ設備の利用自粛

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

● 床面積が1,000m²超の集客施設等の施設管理者等及び利用者へのお願い

<施設管理者等へのお願い>

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

<利用者へのお願い>

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔法に基づかない働きかけ〕 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔法に基づかない働きかけ〕 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理、人数管理・人数制限等）の実施 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等		
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等		
博物館等	博物館、美術館 等	〔法に基づかない働きかけ〕 ○酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む）	
葬祭場	葬祭場		

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

● 県内でのイベントの開催について（岡山県全域）

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1 m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること
- 次の人数上限及び開催時間を守ること

期 間	8月27日（金）～9月12日（日）
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以内
開催時間	21時まで

※ 無観客開催、オンライン配信の場合は、開催時間短縮の要請対象外

※ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1 m）を確保できること

●各団体等に特にお願したいこと

＜事業者の皆様への協力要請等＞ ＊実施状況を積極的に公表してください

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・ 手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・ 職員同士の距離を確保すること
 - ・ 事業場の換気を励行すること
 - ・ 複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・ 従業員の日々の健康を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
 - ・ 昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・ 社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす等の措置を行うこと
 - ・ 寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.11※参照）の認証取得に努めること

<学校への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 大学等においては、オンライン授業など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスク低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと
- 大学生等は飲み会を控えること

<社会福祉施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、自宅と施設間のオンライン面会等を可能な限り活用するなど、直接面会は、緊急の場合を除き、自粛すること。実施する場合も、時間、人数の制限、回数や感染防止対策を厳重に徹底すること

<公共交通事業者への協力依頼>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温等を行うこと

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。